

第1号議案

名古屋都市計画用途地域の変更（案）について（清須市決定）（付議）

平成30年12月11日提出

愛知県清須市都市計画審議会  
会長 河 邑 眞

第2号議案

名古屋都市計画区域区分の変更（案）について（愛知県決定）（諮問）

平成30年12月11日提出

愛知県清須市都市計画審議会  
会 長 河 邑 眞

名古屋都市計画用途地域の変更（清須市決定）・・・1号議案  
 名古屋都市計画区域区分の変更（愛知県決定）・・・2号議案

◎概要

清須市春日地区にて平成23年3月15日に事業認可を得て、清須市清洲春日学校橋西土地地区画整理事業が実施されています。本事業は市街化調整区域である赤道全幅を含んで事業認可されています。現在の市街化区域境界は、赤道中心であり、将来的に赤道全幅を含んだ形に修正する必要があります。また名古屋都市計画区域マスタープランの区域区分の方針の基本方針において、「市街化区域と市街化調整区域の境界とした地形、地物などが変化した場合には、必要に応じて区域区分の変更を行います。」としています。

そして今回、土地地区画整理事業が進捗し赤道部分の工事と併せて、市街化区域境界を変更し、市街化調整区域を市街化区域に編入します。その後編入した区域に関して、適切な用途変更を行うものです。

●区域区分の変更（愛知県決定）

◎変更の概要

右図における線分アイ（現状赤道中心）から線分ウエ（将来道路端）に市街化区域境界を変更します。

◎当該都市計画の必要性、区域及び規模等の妥当性

当該地区の市街化区域境界としていた赤道の中心が、土地地区画整理事業により区画道路として整備されるため、新たな区画道路の端に市街化区域境界を改めるものです。

また上記理由により明確な地形地物を市街化区域の境界とするため、約200㎡を市街化区域へ編入します。

●用途地域の変更（清須市決定）

◎変更の概要

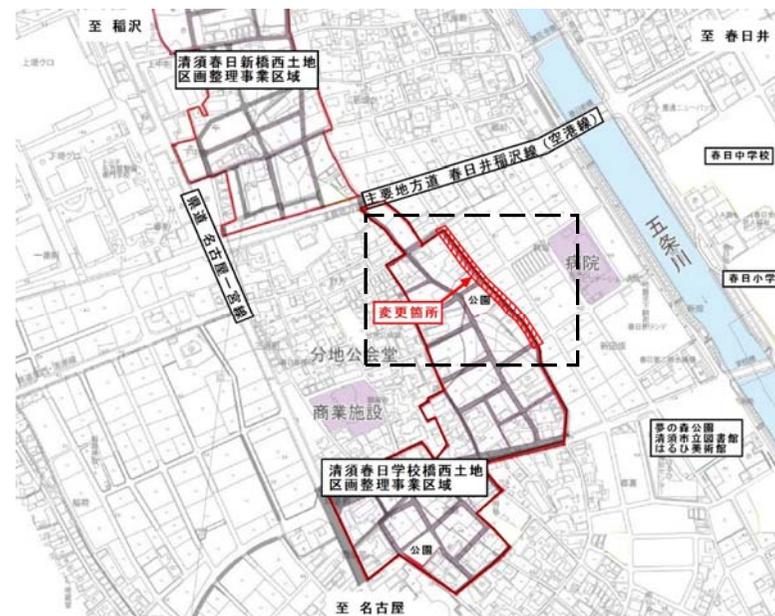
変更前後	種類	容積率	建蔽率	高さの制限
変更前	— (市街化調整区域)	200%	60%	—
変更後	第二種中高層住居専用地域 (市街化区域)	200%	60%	—

◎当該都市計画の必要性、妥当性

当該地区の市街化区域境界としていた赤道が、土地地区画整理事業により区画道路として整備されるため、赤道の中心から新たな区画道路の端に市街化区域境界を改め、新たに編入された市街化区域について、適切な用途地域の変更を行うものです。

明確な地形地物を市街化区域の境界とするため、約200㎡を市街化区域に編入します。これに併せて、同一境界に用途地域境界を変更し、約200㎡を第二種中高層住居専用地域（容積率200%・建蔽率60%）に変更します。

位置図



市街化区域及び用途地域変更箇所（拡大図）

